

特集

総合的な支援で貧困の連鎖を防止する

「生活支援戦略」の概要を見る

厚生労働省は生活保護制度の見直しなどを定めた「生活支援戦略」を今年の秋ごろをめどに策定することとしている。今号では平成25年から31年度までの7年間を対象としている同戦略の検討事項等(中間まとめ)を報告するとともに、沖縄県における生活保護等の現状と課題への取組みを紹介する。

全国的に生活保護受給者数は平成23年7月に過去最高を更新して以降、毎月増加している中で、年収20万円未満の給与所得者な

ど生活保護に至るリスクを負った経済的困窮状態にある人も増加している。また、複合的な課題を抱え、社会的孤立状態にある人の存在

も見過ごせない。

こうした現状を踏まえて、厚生労働省の打ち出した「生活支援戦略」では、①本人の主体性と多様性を重視する。

②「早期対応」による「早期脱却」と「貧困の連鎖」の防止を図る。
③国民の信頼に応えた生活保護制度を構築する。

生活困窮者支援体制の確立に向けた検討事項

- ①経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握
- ②初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築
- ③民間との協働による就労・生活支援の展開
- ④「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討
- ⑤ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化
- ⑥「貧困の連鎖」の防止のための取組
- ⑦「地域の力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開

生活保護制度の見直しの実施と検討事項

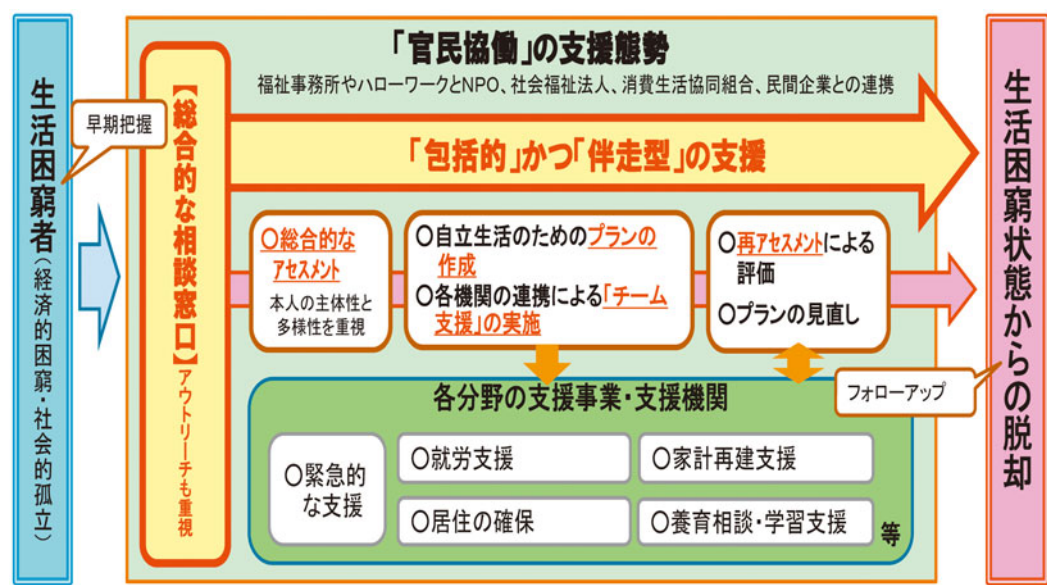
当面の対応として以下の2点を実施。

- ①生活保護給付の適正化
- ②就労・自立支援の強化

これらに併せて以下の5点を検討。

- ①生活保護基準の検証・見直し
- ②指導等の強化
- ③「脱却インセンティブ」の強化
- ④ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化等
- ⑤高齢者や障害者などに対する社会的な自立の促進

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援



の3点の基本的視点に立ち、生活困窮者支援体制の確立と生活保護制度の見直しに総合的に取組み、生活困窮状態から「早期脱却」できるよう重層的なセーフティネットの構築を目指す。

す。また同戦略では、福祉事務所やハローワークなどの公的機関がNPOや社会福祉法人等の民間企業と連携し、就労支援や生活支援事業を展開していくこととしている。

沖縄の生活保護の動向

本県における平成22年度の被保護世帯数は、1カ月平均19,982世帯、被保護人員は29,028人で、保護率は前年度から1・6ポイント増加し、年度平均20・53%となった。平成23年3月分の生活保護速報によれば、本県における生活保護の保護率は、全国で6番目の高保護率県となっている。この高保護率の要因としては、

- ① 本県そのものが離島県であると同時にさらに多くの離島を抱えていること
- ② 産業がぜい弱で、労働市場が狭あいであること
- ③ 離婚率が高いこと
- ④ 1人当たりの県民所得が低いこと
- ⑤ 持ち家率が低いこと等が挙げられている。

一方、保護の廃止理由は平成22年度で死亡・失踪が38・7%と最も多く、次いで転出16・3%、働きの収入の増加6・1%の順となっている。

また、生活保護を受けていないものの、失業者や持病を抱えているなどそのリスクのある者の存在も考えなければならない。

社会的孤立や生活困窮者への支援強化にむけて「社協・生活支援活動強化方針(案)」を示される

全国社会福祉協議会では、これまでの全国各地の社協が実践してきた活動や事業を踏まえながら、今日的な社協の存在意義と役割を改めて整理していく必要があるとして、「社協・生活支援活動強化方針(案)」をとりまとめた。

この方針(案)では、今日の地域社会に現れている生活困窮などの深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題にこたえる社協活動の方向性と具体的な事業展開について5つの「行動宣言」と2つのステップで整理した「アクションプラン」が示されている。

全社協では現在、方針(案)の周知及び意見照会を実施しており、出された意見を踏まえて協議・決定を行い、11月の社協活動全国会議にて発表する予定としている。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン(総括版)

ステップ① *行動宣言の具体化に向けてすべての社協が取り組むべき事業展開

- 1 行動宣言の社協役職員への周知と取り組みに向けた職員の意識改革
- 2 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携
- 3 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスの対応事例の蓄積

- 1 「心配ごと相談」など多様な生活課題への相談に対応することの地域住民への周知
- 2 相談体制の充実
- 3 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業を通じた生活困窮者等への支援の蓄積・強化
- 4 社協の各部所を横断するケース検討会の開催

- 1 地域生活支援ワーカー(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)のモデル配置
- 2 地域ケア会議のモデル実施
- 3 寄り添い型支援のモデル実施
- 4 地域の事業者・商店等との連携

- 1 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等(地域福祉推進基礎組織)の支援及び設置促進(小学校区程度)
- 2 見守りやサロン活動などの住民福祉活動の支援
- 3 小地域レベルでの地域を基盤とする福祉教育の充実と活動を行う地域福祉人材の養成
- 4 地域住民やボランティア・NPO団体との協働事業の開発

- 1 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と見える化
- 2 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ
- 3 地域福祉計画の策定の推進
- 4 行政と連携した権利擁護・成年後見支援の体制整備

ステップ② *行動宣言の具体化するうえであるべき社協の事業展開

- 1 生活困窮者等の支援や多様な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク(プラットフォーム)の形成
- 2 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
- 3 生活困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
- 4 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等との連携による生活困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施

- 1 「生活支援・相談センター」(仮称)等の看板の掲示
- 2 相談・支援担当職員の配置(相談員・ソーシャルワーカー等)
- 3 地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)

- 1 地域生活支援ワーカー(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)の配置(中学校区程度)
- 2 寄り添い型支援の事業化
- 3 地域の問題発見・支援のシステム化
- 4 介護保険等の在宅福祉サービスの地域展開

- 1 福祉委員や民生委員・児童委員等が担う身近な相談機能づくり(「福祉なんでも相談」等)
- 2 小地域における住民福祉活動の活動拠点の整備(小学校区程度)
- 3 小地域を単位とした地区地域福祉活動計画の策定
- 4 地域住民やボランティア・NPO団体等の活動財源としての共同募金運動の活性化

- 1 行政と協働した当該市町村における地域福祉推進の状況の評価
- 2 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

あらゆる生活課題への対応

相談・支援体制の強化

アウトリーチの徹底

地域のつながりの再構築

行政とのパートナーシップ

参考資料

「生活支援戦略」中間まとめ参考資料(骨格)、平成23年度版
沖縄県の生活保護、「社協・生活支援活動強化方針(案)」